

令和4年3月30日 178号 農林水産省経営局就農・女性課

《今号のメニュー》

1. 農業者年金をご存じですか？

1. 農業者年金をご存じですか？

皆さまは、「農業者年金」をご存じですか？「農業者年金」は、少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の農業者のための年金です。年間60日以上農業に従事する60歳未満（※R4.5.1から国民年金任意加入者に限り65歳まで加入可）の国民年金第1号被保険者であればどなたでも加入できます。会社員や公務員は、勤務していれば自動的に、国民年金の上乗せ部分となる厚生年金に加入しています。しかし、第1号被保険者である農業者の方は、上乗せ年金に自分で加入しなければ、受給できる年金は国民年金のみとなります。

厚生年金に加入しているサラリーマンの平均的なモデル夫婦世帯の受給額は、月額約22万円です。一方、国民年金のみの加入の場合、満額で受け取ったとしても、平均で月額約6.5万円（年金額は約78万円）で、夫婦で合わせても約13万円です。これだけでは、安定した老後生活を送ることは難しいと思いませんか。

農業者の方がサラリーマン並みの年金を受給するには、上乗せ年金に加入する必要があります。こうした農業者のためにあるのが農業者年金です。

農業者年金に加入すると、たくさんのメリットがあります。例えば、39歳までに加入し、一定の要件（認定農業者や青色申告者等）を満たす農業者には、月額最大1万円の保険料を補助する仕組みがあります（最長20年間、35歳以上の支援は最長10年間）。支払った保険料は、家族分を含めて全額が社会保険料控除の対象となり、高い節税効果も期待できます。

農業者年金基金のホームページでは、農業者年金の詳細な内容を紹介しています。また、将来受け取れる年金額を試算できるシミュレーターもありますので、ぜひお試しの上、加入をご検討ください。

【令和4年から農業者年金制度が変わります】

- ◆1月から、35歳未満で保険料の国庫補助の対象にならない方（認定農業者でない等）は、保険料の下限額が2万円から1万円に引き下げられました。
- ◆4月から、農業者年金の受給開始時期について、65歳以上75歳未満で、ご自身で選択できるようになります（これまでと同様、60歳までの繰上げ受給も可能です）。
- ◆5月から、農業者年金の加入可能年齢が引き上げられ、60歳以上65歳未満で国民年

金に任意加入している方は、65歳まで加入できるようになります。

⇒農業者年金の詳細についてはこちら <https://www.nounen.go.jp/>

◇お問い合わせ先

①最寄りの農業委員会またはJA

②独立行政法人農業者年金基金

【電話】03-3502-3199 【メール】info@nounen.go.jp

◆経営局 Facebook「農水省・農業経営者 net」では、農業者の皆様に役立つ情報を発信しています。「いいね!」をし、フォローをお願いいたします。

<https://www.facebook.com/nogyokeiei>

◆メールアドレス等登録情報の変更・削除（農林水産省 HP）

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/chg.html>

◆農林水産省経営局就農・女性課(TEL:03-3502-6469(内線 5195)) が配信しております。
ご意見・ご感想については、以下メールアドレスまで。

【青年新規就農者ネットワークチーム】1nou@maff.go.jp